

新型コロナウイルス感染症に係る農業者向け融資一覧

令和3年5月7日現在

支援元	資金名	対象	条件等	支援内容	お問合せ申請先
(株)日本政策金融公庫	農林漁業セーフティネット資金	①認定農業者 ②主業農林漁業者 ③認定新規就農者 ④集落営農組織 ⑤林業者 ⑥漁業者	新型コロナにより経営の維持安定が困難となった方 【必要書類】 ・直近2か年分の決算書類(写) ・既往負債に係る償還予定表(写) ※その他必要書類は要問合せ	【一時的な影響に対し、緊急的に対応するために必要な長期資金の借入れ】 ・実質無担保化 ・借入限度額の引上げ →一般:1,200万円 →特認:年間経費等の12/12 または、粗収益の12/12 ・貸付当初5年間実質無利子化	(株)日本政策金融公庫 京都支店 農林水産事業 TEL075-221-2147 ※令和3年6月30日に期限のある内容を含みます。
	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	認定農業者	新型コロナにより経営に影響が発生していること等を確認できた方 【必要書類】 お問い合わせください。	【農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】 ・借入限度額:個人 3億円、法人 10億円 ・実質無担保化 ・貸付当初5年間実質無利子化	
	経営体育成強化資金	農業を営む者 (主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織など)	新型コロナにより経営に影響が発生していること等を確認できた方 【必要書類】 お問い合わせください。	【前向き投資と償還負担の軽減に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】 ・借入限度額:個人 1.5億円、法人 5億円 (ただし、条件あり) ・実質無担保化 ・貸付当初5年間実質無利子化	
	農林漁業施設資金	農林漁業者等	新型コロナウイルス感染症による経営環境の変化に対応して新たな経営展開に取り組む方	【影響に対応するために必要な次の資金(農林水産物の生産・流通・加工・販売施設等の改良・造成・取得/機械取得費用/果樹の新植、改植)】 ・負担額の80% ※一定要件を満たす場合は、事業費の90% ・10～20年以内(据置期間3～5年以内)	
農協、信用農協連合会、 農林中金、銀行、 信用金庫、信用組合	農業近代化資金	①農業を営む者 (認定農業者、認定新規就農者、主業農業者、集落営農組織、農業を営む任意団体など) ②農協、農協連合会 ③①～②又は地方公共団体が主たる構成員・出資者になっている団体又は基本財産の過半を拠出している法人	新型コロナの影響を受けた者 【必要書類】 お問い合わせください。	【農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】 ・借入限度額:個人1,800万円、法人・団体2億円 ・実質無担保化 ・貸付当初5年間実質無利子化 ・農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除	京都府信用農業協同組合 連合会 営業部 農業金融課 TEL075-681-2415
	農業経営負担軽減支援資金	農業を営む個人及び法人	経済環境の変化等によって、負債の償還が困難となっている農業者	【償還負担の軽減を図るのに必要な資金の借入れ】 ・借入限度額:営農負債の残高 ・償還期間:10年以内(据置期間3年以内)	

【その他のお問合せ先】京丹後市 農林水産部 農業振興課(TEL69-0410)